

井上：資料 2

## 福祉国家と基本法研究会について

2010.04.28.

### 福祉国家と基本法研究会とは

構造改革政治の矛盾が爆発しその転換の声を受けて昨年9月民主党政権が誕生し、個々の福祉政策ではいくつか前進を見ましたが、財界の圧力などの下、政権はその後ジグザグを繰り返しながら構造改革回帰の方向を強めています。「福祉国家と基本法研究会」は、こうした情勢をふまえ、現在、自民党利益誘導型政治でもなく構造改革政治でもない新しい福祉国家型の政治が切実に求められているという認識に立ち、対抗する福祉国家構想の根幹をなす、福祉国家型の社会保障原則を明示する社会保障憲章、またそれを具体化し社会保障領域の立法、行政を規制する社会保障基本法の作成を検討する研究会です。

本研究会は、井上英夫、後藤道夫、渡辺治の3名が幹事を務め、現時点では、小川政亮氏はじめ総数27名（うち10名は研究者）が参加しています。

### 結成の経過

1 本研究会の発足のきっかけは、2009年9月27日に行われた「社会保障と雇用を守るための『基本法』の必要性について考えるシンポジウム」の準備過程での討議に基づいています。同シンポは、京都保険医協会の開催よびかけを受けて、落合恵子（作家・クレヨンハウス主宰者）後藤道夫（都留文科大学教授）竹下義樹（弁護士・つくし法律事務所、全国生活保護裁判連絡会事務局長）本田宏（医師・済生会栗橋病院副院長、NPO 法人医療制度研究会副理事長）湯浅誠（NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長）渡辺治（一橋大学教授）がよびかけ人となって開かれましたが、そのよびかけ人の中では、シンポジウムの開催を一つの契機にして本格的に、構造改革による社会保障の破壊に対抗する構想とそれを法的に規制する基本法の作成を検討するべきだという議論がなされました。そこで、シンポジウムより1ヶ月以上前の8月23日、シンポよびかけ人のうち研究者並びに竹下義樹氏と、井上英夫、小川政亮、木下秀雄、二宮厚美、伊藤周平、唐鎌直義各氏が集まり、研究会の事前検討会をもち、シンポ当日、準備会を立ちあげ、その議論にもとづいて、井上英夫、後藤道夫、渡辺治を幹事として決定し、10月31日に本研究会は、正式発足を見ました。そこでは、課題の性格上、研究者に止まらず広く当該領域の活動家の参加が不可欠と考え、各領域の活動家にも個人としてご参加をいただきました。

2 本研究会では、社会保障領域での福祉国家型対抗構想をつくる試みが過去にいくつかあったことをふまえ、まず、過去のそれらの試みの経験を検討し、その上で、改めて、対抗構想として、憲章や基本法などが果たして、社会保障領域の立法、行政の改革さらに運動にとって意義のあるものかどうかを含めて改めて検討しようという合意がなされ、名称も、そうしたねらいを含意して「福祉国家と基本法研究会」と決定

いたしました。

そこで、本研究会では、それら社会保障領域での対抗構想、原則の作成の試みとして、3つの取り組み、すなわち第1に世界労連の憲章をふまえての日本での社会保障憲章づくりの試み、第2に京都保険医協会が2006年から数年にわたって行った社会保障基本法づくりの試み、さらに第3に、現在進行中の日弁連による「マスタープラン」と「基本法」づくりの試みを取り上げ、10月31日、12月27日の研究会で、その当事者の報告をふまえて検討しました。

3 その上で、2010年2月14日の研究会において、いままでの議論をふまえ、幹事の一人である渡辺が、3つの試みを総括し、基本法という法形式がもった意義や限界を歴史的に検討した上で、新たな基礎の上で、福祉国家型の社会保障の基本原則を打ち出す社会保障憲章と、それを具体化し個別実定法を規制し裁判の基準となる原則を提示する社会保障基本法をつくるという問題提起を行いました（別紙報告抜粋参照）。

そこでは、とくに、現在の情勢の下では、構造改革に反対する運動と声の盛り上がりを受けて、後期高齢者医療制度の廃止、障害者自立支援法の廃止などが決定しながら、財界の圧力のもと、それら既存の支出抑制メカニズムに代わる新たな抑制方式が検討されていること、保育などの領域では自公政権時代に企てられていた支援費方式がそのまま実行され、さらに保育の最低基準を破壊しようとしていることをふまえ、そうした新制度の問題点を批判し、新制度がいかなる原則に基づくべきか、福祉国家型の対抗原則を早急に提示することが求められていることが強調されました。また、社会保障領域での対抗構想をつくるには、社会保障領域で共通する実体的、手続的原則を打ち出す「社会保障憲章」と個別の実定法や裁判に影響を与える「社会保障基本法」とは、いずれも固有の意義があり、両方必要であることが主張されました。

4 この提起を受け、4月11日の研究会で、（1）社会保障憲章と社会保障基本法を作成すること、（2）後期高齢者医療制度に代わる新制度の設計が2011年通常国会で予定されていること、障害者自立支援法に変わる新制度も11年通常国会に提出が予定されていること、地域主権改革を推進する新分権一括法も11年通常国会が予定されているなどの情勢をふまえ、憲章、基本法の作成は、11年2月をめどに行われること、（3）そのために、10年9月末には第一次草案を起草、発表し、10月24日にはシンポジウムを開催して幅広い議論の場をつくることを決定しました。

### 課題と研究会運営の方法

福祉国家と基本法研究会は、以下のような方針で運営することを予定しています。

1 まず、あるべき福祉国家構想の重要部分である対抗的社会保障構想づくりは、社会保障を人権として捉えその基本的理念、原理・原則を明らかにする社会保障憲章と、それを法的に具体化する社会保障基本法づくりの二本立てで行います。先述のように、2011年2月をめどに憲章、基本法の作成・公表をめ

ざします。

2 その上で憲章、基本法の作成上の原則は以下の6点です。

- (1) 憲章においても、基本法においても社会保障を人権として捉える視点を明確にする。
- (2) 憲章、基本法作成に際し、国際的諸条約の到達した水準の国内法化、実現を重視する。
- (3) 憲章では、狭い社会保障領域だけでなく、雇用と社会保障、教育の領域を含み、それらをトータルに保障する制度づくりをめざす。
- (4) 憲章、基本法では、住宅、健康権などを広く人権としての社会保障に含められるべき領域として、位置づける。
- (5) 憲章でも、基本法でも社会保障を享受する手続的権利、争訟権を明確に位置づける。
- (6) 作成にあたっては、社会保障の各領域の運動の状況をふまえ、それら運動が掲げる諸原則をまとめて、あるべき原則を作成するという方向をとる。

3 そのため、後期高齢者医療制度廃止後の新制度で貫かれるべき原則、保育の支援費化、最低基準破壊に対抗する原則、住宅保障の原則、介護保険に代わるあるべき制度・原則、障害者自立支援法廃止後の新制度、生活保護制度、失業補償制度の抜本強化とそれを貫く原則、社会保障の統一した手続、窓口、争訟権にかかわる諸原則などの諸論点を、順番で領域毎に対抗原則の提示を受けて議論し、それを踏まえて、その共通部分を抜き出す方法で行います。起草作業は夏に合宿も含めて集中的に行います。憲章起草チームと基本法起草チームに分けて、それぞれに幹事、事務局が入り、統一と調整を行います。

(幹事 渡辺治)